

申込みに必要な書類

○書類確認をスムーズに行うため、下記の記載順に書類を揃えて提出してください。

【法人】

- 宇部市事業資金融資あっせん申請書
- 法人及び代表者の宇部市税に滞納がないことの証明書（申請日前3か月以内に証明されたもの。）
※宇部市に住民登録がない法人の代表者も必要です。取得方法は、宇部市商工振興課へお問い合わせください。
- （転入による普通資金の金利の優遇を受ける場合）会社の謄本等転入日が確認できる書類

【個人事業主】

- 宇部市事業資金融資あっせん申請書
- 代表者の宇部市税に滞納がないことの証明書（申請日前3か月以内に証明されたもの。）
- （転入による普通資金の金利の優遇を受ける場合）住民票等転入日が確認できる書類

○次の資金の申込みについては、上記添付書類に加え以下の書類の添付が必要です。

【開業資金】

※認定特定創業支援による利率の優遇を受けない場合

- 事業計画書
- （新規開業、又は開業後事業実績3か月未満の場合）自己資金を証明する帳簿類（預金通帳、領収書等）の写し
- （新規開業、又は開業後事業実績3か月未満の場合）勤続証明書又は取扱金融機関店舗、商工会議所、商工会、認定連携創業支援等事業者又は山口県中小企業団体中央会が発行する推薦書

※認定特定創業支援による利率の優遇を受ける場合

- 事業計画書
- 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明の写し
- （新規開業、又は開業後事業実績3か月未満の場合）自己資金を証明する帳簿類（預金通帳、領収書等）の写し

【中小企業経営近代化資金】

- 先端設備等導入計画認定書の写し
- 上記の認定申請時に提出した計画書の写し

【中心市街地進出資金】

- 中心市街地進出資金申込概要書
- 購入する土地・建物の契約書等の写し
- 建築する建物の見積書及び図面

○その他必要に応じて関係書類を提出していただくことがあります。

宇部市事業資金融資のご案内

ご利用にあたり次の要件をすべて満たしていることが必要です。（商店街振興資金以外、共通。）

- ①農業、林業、漁業・保険業以外の業種であること。（一部、業種は対象外。）
- ②中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者であること。

普通資金

融資限度額：1,500万円 基準利率：1.7% 保証料：市が全額補給

市外からの転入の場合は、基準利率より0.3%優遇され1.4%

開業資金

融資限度額：1,500万円 基準利率：1.7% 保証料：市が全額補給

女性による起業については、基準利率より0.1%優遇され1.6%

認定特定創業支援等事業修了者は、基準利率より0.5%優遇され1.2%

両方該当すれば
1.1%

認定特定創業支援等事業を修了し、利率の優遇を受けるには・・・

認定連携創業支援等事業者（宇部商工会議所、株式会社山口銀行、株式会社西京銀行、西中国信用金庫、日本政策金融公庫）から「個別指導（支店窓口等での相談等）」「創業セミナー」「起業塾」いずれかにより1か月以上の継続的な支援を受け、宇部市から発行される証明書が融資申込時に必要となります。

申請先：宇部市企業立地推進課

認定特定創業支援等事業修了者には、下記の支援があります。

全国共通の支援

- ① 会社を設立する際、登記にかかる登録免許税の軽減
- ② 創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6か月前から利用対象
- ③ 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足
- ④ 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ

宇部市からの支援

- ① 宇部市事業資金融資制度（開業資金）の利率優遇

【申込み先】山口銀行・西京銀行・西中国信用金庫・山口県信用組合の各支店

【問合せ先】宇部市商工振興課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL：0836-34-8355

区分 資金名	申 込 要 件	融 資 条 件									
		使 途	限度額	期間(据置)	利 率	保証料率	償還方法	連帯保証人	担 保	取扱金融機関	
中 小 企 業 特 別 資 金	普通資金	① 中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者であること ② 市内に居住（法人については登記）しており、かつ、市内の事業所で事業を営んでいること ③ 原則として、事業所得の税務申告をしていること ④ 市税、国民健康保険料及び介護保険料の滞納がないこと ⑤ 金融機関の取引停止処分を受けていないこと ※1 市外からの転入の場合は、基準利率より0.3%を優遇 ただし、下記の条件を備えていること ・②の要件については適用除外し、市内に居住（法人については登記）しており、かつ、市内の事業所で事業を営むこと ・市内に居住（法人については登記）してから1年以内であり、かつ、転入前における市外での居住（法人については登記）が連続して1年以上であること		千円 15,000	年以内	年% 基準利率:1.7 1.4~1.7 (※1: 1.4)					
	開業資金	普通資金の申込要件（ただし、②③を除く。）のほか、次の条件を備えているもの ① 新規開業者又は営業実績5年未満であること ② 市内に居住（法人については登記）しており、かつ、市内の事業所で事業を営むこと ③ 新規開業又は開業後事業実績3か月未満の場合は、次のいずれかを満たしていること ア 当該業種について3年以上の職歴（経験）を有していること イ 取扱金融機関店舗、商工会議所、商工会、認定連携創業支援等事業者又は山口県中小企業団体中央会から推薦を受けられること ウ 認定特定創業支援等事業を修了していること ④ 新規開業又は開業後事業実績3か月未満の場合は、開業に要する資金の1/10以上の自己資金を有すること ⑤ 20歳以上であること ※2 女性による起業については、基準利率より0.1%を優遇 ※3 創業支援事業計画における認定特定創業支援等事業修了者は、基準利率より0.5%を優遇 (※2・※3の併用可)	運転設備	15,000	運転設備10 (1)	基準利率:1.7 1.1~1.7 (※2: 1.6) (※3: 1.2) (※2・※3の併用: 1.1)	信用保証協会 所定の率 市が全額補給	原則として 月賦返済	原則として 法人の代表者 以外は不要	原則として 不 要	山口銀行 西京銀行 西中国信用金庫 山口県信用組合
中 小 企 業 経 営 近 代 化 資 金	普通資金の申込要件（①~⑤）のほか、次の条件を備えているもの ① 先端設備等導入計画の認定を受けており、当該設備に係る資金であること			20,000	設備10 (1)	1.3					
中 心 市 街 地 進 出 資 金	普通資金の申込要件（①~⑤）のほか、次の条件を備えているもの ただし、市外から転入する場合は、普通資金の②の要件については適用除外とする。 ① 中心市街地内に事業所を設置する事業者であること ② 事業所の移転に必要な用地及び建物（住宅を除く。）の取得資金であること	設 備		30,000	設備12 (1)	1.3				徴 求	
商 店 街 振 興 資 金	① 商店街団体の構成が適切であり、経済的基盤が強固であること ② 資金計画が妥当であり、かつ、融資金の返済能力があると認められること	設 備		100,000	設備12 (2)	2.0	—	原則として 半年賦返済	取扱金融機関 所定の方法	不 要	山口銀行 西京銀行 西中国信用金庫

普通資金、開業資金、中小企業経営近代化資金及び中心市街地進出資金は併用可能です。

融資利率については金融情勢により、変動することがあります。(令和5年4月1日現在)